

第 4 編 大規模事故等災害編

第1章 総則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、大規模火災、林野火災、危険物等災害、放射性物質事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故について対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、「第2編 地震・津波編」の規定に準ずるものとする。なお、これらの災害が発生した場合における本町の配備基準は次のようになっている。

1 応急活動体制

- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は下表のとおりとする。

【大規模事故等配備区分・基準】

区分		基準	決定者	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	対象とする大規模火災、林野火災、危険物等災害、放射性物質事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故等により災害が発生又は発生が予想される場合で、総務課長が必要と認めたとき。	総務課長が決定	①総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ②警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備			①以下の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、健康福祉課、町民課、教育課
災害対策本部	第1配備	対象とする大規模火災、林野火災、危険物等災害、放射性物質事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故等により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたとき。	町長が決定	①全ての課の定められた職員
	第2配備			①災害対策本部全員による組織配置 ②職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

2 災害対策本部設置前の初動対応

【大規模事故等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、注意配備又は警戒配備をとる。

3 災害対策本部

大規模事故等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、「災害対策基本法第23条の2第1項」及び「東庄町災害対策本部条例」により、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、町長が不在や事故等により業務が遂行できない場合は、副町長、総務課長、まちづくり課長の順でその業務を代理する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害対策本部、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に

応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町は、災害の状況に応じ、災害対策本部会議に県職員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

災害の現場において、県との連携を図りつつ、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置する。

第2章 大規模火災対策

〔総務課・消防本部〕

第1節 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 建築物不燃化の促進

「第2編第2章第3節2（1）建築物不燃化の促進」を準用する。

2 防災空間の整備・拡大

「第2編第2章第3節2（2）防災空間の整備・拡大」を準用する。

3 火災予防に係る立入検査

「第3編第2章第6節1 火災予防に係る立入検査」を準用する。

4 住宅防火対策

「第3編第2章第6節2 住宅防火対策」を準用する。

5 多数の者を収容する建築物の防火対策

（1）防火管理者及び消防計画

町及び消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

（2）防火対象物の点検及び報告

町及び消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

6 文化財の防火対策

（1）消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行

う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と町教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

7 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

町及び消防本部は消防職員・団員の確保に努める。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、消防施設整備計画に基づき、消防施設等の整備強化を促進するため、必要に応じて、県に支援を要請する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

- (1) 町及び消防本部は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町及び消防本部は、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用

「第2編第3章第1節8 災害救助法の適用手続き等」を準用する。

4 消防活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 町長又は消防本部長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 発災現場が町以外の場合で、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防本部と連携して応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急計画

- (1) 町及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県、防災関係機関に応援を要請する。
- (2) 町及び消防本部は、必要に応じ、民間（東庄町救急応急手当員連絡協議会含む）からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

7 避難計画

- (1) 町及び消防本部は、発災時には県警察等と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、「第2編第3章第6節 消防・救助救急・医療救護活動」及び「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」を準用する。

第3章 林野火災対策

[まちづくり課・消防本部]

第1節 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も増加傾向にある。

また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策を定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第2節 予防計画

1 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

町及び消防本部は、町防災行政無線、広報とうのしょう、町ホームページ回覧板等を利用し住民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

町及び消防本部は、小、中学校児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

町、消防本部及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町及び消防本部は、住民に対し、火災警報発令下における香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町及び消防本部は、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町及び消防本部は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置

(1) すいがら入れの保持

町、消防本部及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

(2) 立看板等の設置

町及び消防本部は、公園等の人の集まるところに立看板等を設置する。

4 消火施設の設置

(1) 水槽の設置（自然水利の活用）

町、消防本部及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

町及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

町、消防本部及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

第3節 応急対策計画

1 消防計画の樹立

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町及び消防本部は、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分区

町及び消防本部は、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ近隣市町と協議しておく。

(3) 重点地域の指定

町及び消防本部は、特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(4) モデル地区の設置

町及び消防本部は、モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(5) 消防計画図の作成

香取広域市町村圏事務組合消防本部の消防計画のなかに、林野火災消防計画図を取り入れる。

2 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

町及び消防本部は、火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

町及び消防本部は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

(4) 地域自衛組織の育成

町及び消防本部は、森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

町及び消防本部は、機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

町及び消防本部は、初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

町及び消防本部は空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケット保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

(8) 救護体制の確立

町及び消防本部は、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

3 情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

4 避難計画

町及び消防本部は、警察と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

第4章 危険物等災害対策

[総務課・消防本部]

第1節 基本方針

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第4編第8章 道路事故災害対策」を準用する。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 町及び消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、近隣市町との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

2 高圧ガス

(1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

町、消防本部及びその他関係機関は協力し、以下の対策を実施する。

ア 防災資機材の整備

(ア) 町及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 町及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

町及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

町及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

第3節 応急対策計画

1 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、町、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

町は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

町、消防本部、県、学識経験者等は、災害の発生原因の究明に当たる。

2 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 町及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察、消防機関は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

オ 原因の究明

町、消防本部、県、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第5章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本町は、「原子力施設等の防災対策について（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下「対策指針」という。）、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質もしくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、町地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては県によって別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」によるものとし、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取扱う事業所全般をいう。

第2節 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第3節 放射性物質事故予防対策

1 町内の放射性物質取扱事業所の把握

町及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、県警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にする。

3 通信手段の確保

町及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、町、県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県その他の関係機関との連携を図る。

また、町は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備へ協力する。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

町、県、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

5 放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリング

町は、必要に応じ、県が収集する平常時の空間放射線量率のデータやモニタリングポスト等の測定データ、緊急時における対策の基礎データ等の提供を要請する。

(2) 放射線測定器等の整備

町は、平常時又は緊急時において、町内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発

生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等の整備に努める。

6 緊急時被ばく医療体制の整備

町は、あらかじめ県、消防本部、医療機関相互の連絡体制を整備する。

7 退避誘導體制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努める。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

県警察は、町職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、町の職権を行う。この場合、県警察は直ちにその旨を町へ通知するものとする。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、町職員が現場にいない場合に限り、町の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を町へ通知するものとする。

道路管理者は、県警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図る。

8 広報相談活動体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民等からの問い合わせに係る窓口の設置や、住民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 住民に対する知識の普及

町及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

町及び県は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第4節 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 町内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

町内の放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、町、県、県警察、消防本部及び国の関係機関に通報する。

また、事故情報等については、随時、連絡を行う。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

町は、必要に応じ、県及び関係機関等と対応策を協議する。

(2) 町内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、町内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに町、県、警察、消防本部及び国の関係機関に(1)ア～カの内容について通報する。

(3) 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、町は、県、国、事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行う。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

2 事業者による応急対策活動の実施

(1) 町内の放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

(2) 町内の放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

3 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施

町は、大気中の放射線量のモニタリングを行うとともに、県が実施したモニタリングの活動状況

について把握する。

【県の実施する緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

(1) 大気汚染調査（環境生活部）
(2) 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、水道局）
(3) 土壌調査（環境生活部、農林水産部）
(4) 農林水産物への影響調査（農林水産部）
(5) 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）
(6) 市場流通食品検査（健康福祉部）
(7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）
(8) 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）
(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

町は、必要に応じて、放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

5 避難等の防護対策

町は、県より退避又は避難の要請があった場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずる。

【参考 防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標】

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

6 緊急時被ばく医療対策

町は、必要に応じ、県に緊急時被ばく医療対策の実施を要請する。

7 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

(1) 情報の伝達は、防災行政無線、広報車、東庄町防災メール、町ホームページ等により行う。

(2) 住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。町は、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報する。

8 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

【参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

9 消防活動

町内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

10 広域避難

「第2編第3章第9節 10 広域避難」を準用する。

11 協定による広域避難者の受入れ

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、多古町及び東庄町と茨城県大洗町とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における大洗町民の県外広域一時滞在について協定を締結している。

協定に基づき町は、原子力災害時等で大洗町民の生命もしくは身体を災害から保護するため、大洗町長が県外広域避難の必要があると認めたときは、町は大洗町民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、大洗町民を受入れる。

広域避難者の受入れについては、「原子力災害時における県外広域避難移管する協定書」により行う。

【避難元及び避難先】（東庄町受入れ分）

避難元（大洗町）				避難先	
区域	大字・町名	避難者数	一時集合場所※ ¹	中継避難所及び 中継避難場所※ ²	避難先市町名 （施設数）
大貫地区2	桜道	1,354人	南小学校	東庄町公民館	東庄町（5）

※1 一時集合場所：自家用車を持たない、あるいは使用しない町民がバス等を利用し避難するために一時的に集合する施設をいう。

※2 中継避難所及び中継避難場所：地理に不慣れな町民が、避難先市町村で道に迷うことも想定されることから、町民が最初に向かう施設として避難先市町内で分かり易く、目立つ施設を想定している。

【避難経路】（東庄町受入れ分）

地区 大字・町名	避難経路		避難先（中継所兼 基幹避難所）
大貫町地区2 （桜道）	国道51号→国道124号→県道44号（成田小見川鹿 島港線）→国道356号	約62km	東庄町 （東庄町公民館）

第5節 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置

町及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

町内の放射性物質取扱事業所の事業者等は、町、国、県及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

2 各種制限措置等の解除

町及び県は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災住民の健康管理

町及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

町は、国、県と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

町は、国、県と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第6章 航空機事故災害対策

〔総務課〕

第1節 基本方針

航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

第2節 予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

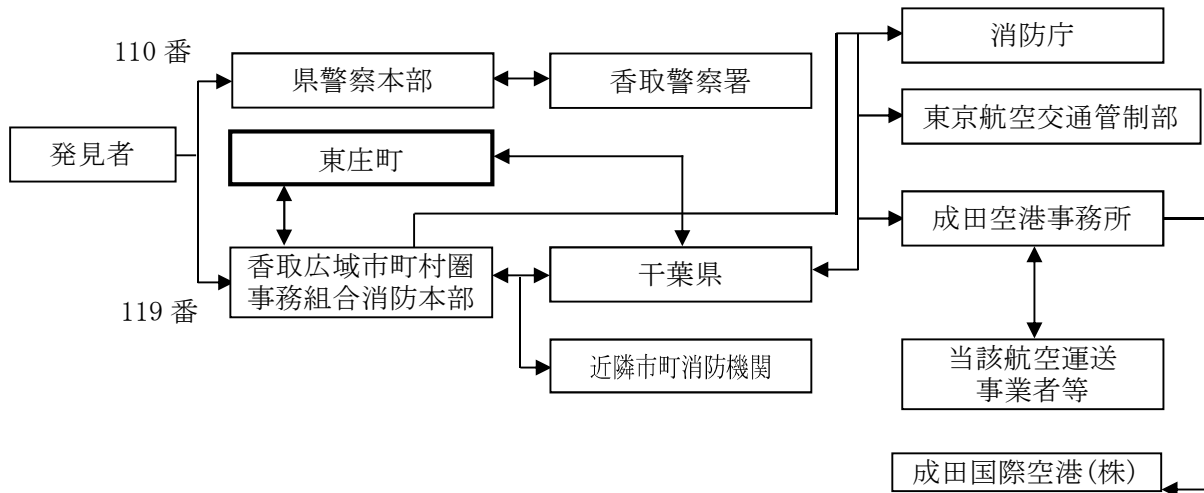
第3節 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

【情報受伝達ルート】



2 応急対策

航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

(1) 消防活動

町及び消防機関は、県、近隣市町消防機関、警察と協力し消防活動に当たる。

ア 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防機関の職員は、住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、町及び消防本部のみでは対応不可能な場合は、近隣市町消防機関等の応援を得て実施する。

(2) 救出救護活動

当該航空運送事業者、町、消防本部、警察、県は、(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会等の協力を得て救出救護活動に当たる。

ア 負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

イ 重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(3) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(4) 死体の収容

町が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

(5) 交通規制

県警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(6) 広報

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

ア 町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ そのほか必要な事項

(7) 防疫及び清掃

防疫及び事故現場の清掃については、「第2編第3章第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

3 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資の派遣及び調達をするため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

第7章 鉄道事故災害対策

[総務課]

第1節 基本方針

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第2節 予防計画

1 事業者による予防対策

東日本旅客鉄道（株）千葉支社（以下「鉄道事業者」という。）は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

2 行政等による予防対策

- (1) 国、公共機関、県、町及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 国、県及び町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 国、県、町、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧計画

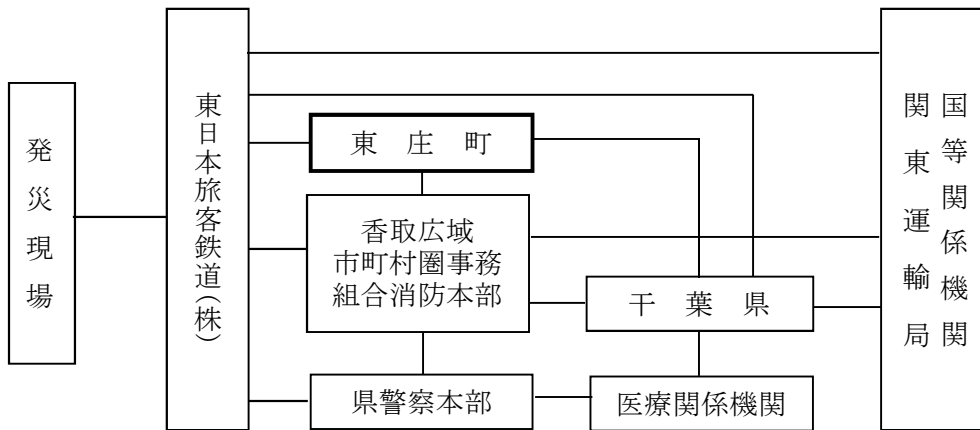
1 行政等による応急活動体制

町及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。

【情報受伝達ルート】



【関係機関連絡先】

関東運輸局	NTT 電話	NTT FAX
総務部総務課	045-211-7269	045-212-2017

※ 鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局安全指導課 (NTT 電話 045-211-7240)

鉄道事業者	防災担当課	県防災行政無線		一般加入電話	
		防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-225-9857	043-225-4886

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (3) 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

(2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急計画

(1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

(2) 国、県及び町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難計画

(1) 発災時には、町及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

(2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

第8章 道路事故災害対策

〔まちづくり課〕

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、また災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

【計画の対象となる道路災害】

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出等

第2節 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	東庄町	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p> <p>また、町道の計画、建設及び改良に当たっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。</p>

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

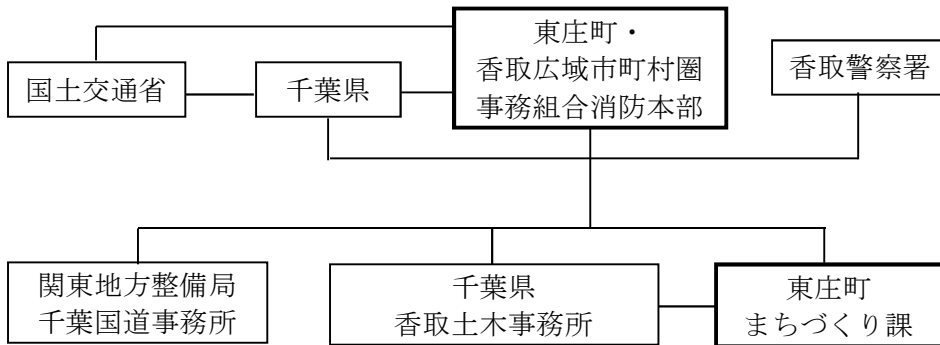
第3節 応急対策計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報収集・伝達体制

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

【情報連絡系統】



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。

また、町は必要に応じ災害対策本部等の体制をとる。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	東庄町 及び 消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる。 災害の規模が大きく、町及び消防本部のみでは十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

実施項目	実施者	実施内容
	警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防本部等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防本部に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

町及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

東庄町地域防災計画

発行 平成 31 年 3 月

編集 東庄町役場 総務課

〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い 4713 番地 131

TEL. 0478-86-6082

東庄町ホームページ <https://www.town.tohnosho.chiba.jp/>